新潟県「Made in 新潟　新技術普及・活用制度」実施要領

第１条　趣　旨

この実施要領は、「Made in 新潟　新技術普及・活用制度（以下、「本制度」という。）」について必要な事項を定めるものである。

第２条　制度の概要

１　目的

本制度は、新潟県が、県内の企業が開発した土木、港湾及び建築分野の新技術を募集し、新潟県等が発注する工事に使用した結果を含めて広く情報提供を行う制度であり、本制度が新潟県内の企業が開発した新技術の普及・活用を促進することで、新潟県内の建設関連産業の活性化に資することを目的としている。

２　制度の構成

本制度は、「Made in 新潟　新技術普及制度（以下、「普及制度」という。）」及び「Made in 新潟　新技術活用制度（以下、「活用制度」という。）」から構成されている。

（１）　普及制度

普及制度は、県内の企業が開発した新技術を審査・登録し、登録した技術（以下「登録技術」という。）の情報をホームページ等で公表し、普及を促す制度である。

（２）　活用制度

活用制度は、評価の対象となる工事で登録技術を活用して得た効果を評価する「活用評価」、施工後の効果等を評価する「事後評価」から構成され、これらの評価結果をホームページ等で公表し、他の現場での活用や技術改良を促す制度である。

３　登録技術の種類と位置づけ

（１）　一般技術

「普及制度」に新たに登録された技術を一般技術とする。

（２）　ゴールド技術

一般技術のうち、新潟県が活用効果の評価が高く実績の多い新技術であると認めた技術をゴールド技術に認定（一般技術からゴールド技術に移行）する。

ゴールド技術に認定することにより、当該新技術の信頼性を高め、活用・普及をさらに促進することを目的としている。

（３）　プラチナ技術

ゴールド技術のうち、県内の企業自らの努力により全国的な活用・普及を目指しており、新潟県が全国的な活用の定着を後押しするに値すると認めた技術をプラチナ技術に認定（ゴールド技術からプラチナ技術に移行）する。

プラチナ技術に認定することにより、「新潟県内の企業が開発した新技術の活用・普

及を図る」という本制度の趣旨に沿い、その最終行程として全国での活用の定着を目指し、新技術を『広く普及した技術』へと昇華させることを目的としている。

（4） シニア技術

一般技術、ゴールド技術及びプラチナ技術のうち、登録期限を経過した技術はシニア技術に移行する。

第３条　定義

この実施要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）「県内の企業」とは、主たる営業所（本社、本店）が新潟県内にある企業をいう。

（2）「新技術」とは、県内の企業が新たに開発（共同開発の場合を含む。）、改良した土木、港湾及び建築の工法、製品、材料等をいう。

第４条　普及制度

１　申請

（1） 本制度への新技術の登録申請者（以下、「申請者」という。）は、別に定める申請書及び添付書類（以下、「申請書類」という。）を新潟県土木部長（以下、「土木部長」という。）に提出しなければならない。

（2） 本制度へ申請できる者は、制度の趣旨及び「新潟県暴力団排除条例」等に基づき別にこれを定める。

２　登録審査

（1） 土木部長は、申請書類を受理したときは、別に定める新技術評価委員会に当該新技術の技術的審査及び「普及制度」への登録の可否の審査を付議するものとする。

ただし、国土交通省の「新技術情報提供システム」の評価情報に登録されている技術のうち別に定めるものは、技術的審査を省略することができるものとする。

（2） 新技術評価委員会は、前項の規定により付議された事項に関し審査し、その結果を土木部長に報告するものとする。

（3） 土木部長は、新技術評価委員会における審査結果を申請者に通知するものとする。

３　登録内容の変更

（1） 申請者は、登録技術の情報に変更が生じた場合は、すみやかに土木部長にその内容を報告しなければならない。

（2） 土木部長は、前項の規定により申請者から報告を受けた内容に技術的事項の変更を含む場合は、その技術的事項の審査を新技術評価委員会に付議するものとする。

（3） 新技術評価委員会は、前項の規定により付議された技術的事項の変更が妥当かどうか審査し、その結果を土木部長に報告するものとする。

（4） 土木部長は、新技術評価委員会に付議した事項についてはその結果を踏まえて、

それ以外の事項については申請者の報告をもって、登録技術の情報を変更するものとする。

４　登録及び公表

土木部長は、新技術評価委員会において「普及制度」への登録が適当であると認められた新技術に関する情報を、「普及制度」に登録し、その内容をホームページ等により公表するものとする。

第５条　活用制度

１　登録技術の活用

（１）　新潟県土木部、農林水産部、農地部、交通政策局及びその関係地域機関（以下、「新潟県土木部等」という。）は、登録技術を所管の公共工事に採用することについて積極的に検討を行うものとする。

（２）　新潟県土木部等は、工事の発注にあたって採用する登録技術及び申請者を設計図書に明記するものとする。

２　活用調査

（１）　申請者は、別に定める評価の対象となる工事に採用されることが決定した場合は、別に定める基準によりその旨を土木部長に報告するものとする。

（２）　土木部長は、申請者から前項の報告を受けた場合は、申請者、当該工事の発注者及び当該工事の受注者に、活用評価を行うための調査（以下、「活用調査」という。）を依頼するものとする。

（３）　前項により活用調査の依頼を受けた者は、別に定める方法で活用調査を行い、事業主務課等を経由して土木部長に調査結果を報告するものとする。

３　活用評価

（１）　土木部長は、第５条２項（３）に規定する調査結果の報告を受けたときは、新技術評価委員会に活用評価を付議するものとする。

（２）　新技術評価委員会は、前項で付議された技術について、事後評価の要否を決定する。事後評価が必要とされた技術は、追跡調査及び事後評価を実施するものとし、新技術評価委員会は、その旨を土木部長に報告するものとする。

（３）　新技術評価委員会は、（１）の規定により付議された事項に関し評価し、その結果を土木部長に報告するものとする。

ただし、前項の規定により事後評価が必要とされた技術の評価結果は、暫定評価結果として土木部長に報告するものとする。

（４）　土木部長は、新技術評価委員会における活用評価の結果を、申請者に通知するものとし、併せてホームページ等により公表するものとする。

ただし、前項の規定による暫定評価結果は、ホームページ等による公表はしない。

４　追跡調査

（1） 土木部長は、新技術評価委員会から第５条３項（２）の報告を受けた場合は、申請者、当該技術の施設管理者に、施工後の効果等を把握するための調査（以下、「追跡調査」という。）を依頼するものとする。

（2） 前項により追跡調査の依頼を受けた者は、別に定める方法で追跡調査を行い、土木部長に調査結果を報告するものとする。

５　事後評価

（1） 土木部長は、第５条４項（２）に規定する調査結果の報告を受けたときは、新技術評価委員会に事後評価を付議するものとする。

（2） 新技術評価委員会は、前項の規定により付議された事項に関し評価し、その結果を土木部長に報告するものとする。

（3） 土木部長は、新技術評価委員会における事後評価の結果を、申請者に通知するものとし、併せてホームページ等により公表するものとする。

第６条　登録期限

登録技術の登録期限は次の各号に定めるとおりとする。

（1） 一般技術の登録期限は、「普及制度」に登録した日の翌年度の４月１日（以下、「登録基準日」という。）から起算して６年を経過した日までとする。ただし、活用評価を行った場合の登録期限は、登録基準日から起算して８年を経過した日までとする。

（2） ゴールド技術の登録期限は、登録基準日から起算して12年を経過した日までとする。

（3） プラチナ技術の登録期限は、登録基準日から起算して15年を経過した日までとする。ただし、登録期限満了年度に、別に定める期間に一定以上の活用があることを確認できた場合に限り、登録期限を３年延伸する。なお、再延伸は妨げないものとする。

（4） シニア技術の登録期限は、シニア技術に移行した翌年度の４月１日から起算して３年を経過した日までとする。ただし、登録期限満了年度に、別に定める期間に活用があることを確認できた場合に限り、登録期限を３年更新する。なお、再更新は妨げないものとする。

第７条　一般技術

1　一般技術を保有する申請者は、第６条(１)の登録期限までの間、「Made in 新潟　新技術」の名称及びロゴを使用できるものとする。

第８条　ゴールド技術

1　土木部長は、第２条３項（２）に規定する目的に沿ってゴールド技術を認定できるものとする。

2　ゴールド技術の認定要件は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）　活用評価又は事後評価を計２回以上行っており、それらの評価結果が良好であること。

（２）「普及制度」登録後に当該技術を活用した工事件数が100件以上、又は当該技術の売上（税込）が５億円以上であること。

３　ゴールド技術を保有する申請者は、第６条(２)の登録期限までの間、「Made in 新潟ゴールド技術」の名称及びロゴを使用できるものとする。

第９条　プラチナ技術

１　土木部長は、ゴールド技術の中から、第２条３項（３）に規定する目的に沿ってプラチナ技術を認定できるものとする。

２　土木部長は、ゴールド技術を保有する申請者からプラチナ技術の認定について申請を受けたときは、新技術評価委員会にプラチナ技術の選考を付議するものとする。

なお、プラチナ技術の認定についての申請は、同一技術につき２回までとする。

３　プラチナ技術の選考は毎年１回実施する。ただし、申請のある場合に限る。

４　プラチナ技術の選考基準は、次の各号によるものとする。

（１）　性能又は機能が特に優れており、従来に比べ飛躍的な改善効果が発揮される。

（２）　国内全体の課題解決に貢献でき、全国的な需要が期待される。

５　プラチナ技術を保有する申請者は、第６条(３)の登録期限までの間、「Made in 新潟プラチナ技術」の名称及びロゴを使用できるものとする。

６　土木部長は、プラチナ技術について、以下のとおり支援するものとする。

（１）　当該プラチナ技術の特性に応じた標準化支援（新潟県標準歩掛の整備、新潟県土木工事等基礎単価表への単価等の掲載及び標準図集の整備等)。

（２）　プラチナ技術の県外への販路開拓支援。

第１０条　シニア技術

１　第６条(１)から(３)までの各号に定める登録期限を経過した技術は、申請者の意向があれば、シニア技術に移行することができる。

２　シニア技術を保有する申請者は、第６条（４）の登録期限までの間、「Made in 新潟シニア技術」の名称及びロゴマークを使用できる。

３　シニア技術に登録された技術は、ゴールド技術及びプラチナ技術の認定対象とならない。

４　シニア技術に登録された技術は、委員会の審査の対象とならない。

第１１条　登録情報の抹消等

１　土木部長は、登録技術の登録期間が終了したときは、当該技術の登録情報を削除する。その場合、当該技術の申請者に書面をもってその旨を通知するものとする。

2　土木部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事実が判明した時点で登録技術の情報の公開を中止することができる。

（1）　登録技術を活用した工事等で事故又は不具合等が生じた場合において、当該技術が原因であると認められたとき。

（2）　申請者が、正当な理由がなく活用調査等に協力しない場合等、不誠実な行為を行ったとき。

（3）　申請書類等の内容に虚偽、誇大表示もしくは他の技術の中傷表示が認められたとき。

（4）　登録技術に関して、法律に基づく処罰等を受けたとき、又は係争が生じたとき。

（5）　申請者がこの実施要領及び別に定める基準等に違反したとき。

（6）　その他、土木部長が必要と認めたとき。

3　土木部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該技術の「普及制度」への登録を抹消する。その場合、当該技術の申請者に書面をもってその旨を通知するものとする。

（1）　申請者が書面で登録の抹消を申し出たとき。

（2）　前項の(1)から(5)に該当する場合において、その事情や状況等を総合的に勘案して、故意に基づくもの等悪質である、又は他への影響が重大であると土木部長が判断したとき。

（3）　シニア技術に移行又は更新された日から３年間活用実績がないとき。

（4）　新潟県土木部技術管理課が申請書類に記載された連絡先に連絡が取れないことを確認した日から３ヶ月以内に、申請者から連絡先変更の申し出がないとき。

4　「普及制度」から登録を抹消した技術について、再度の登録申請は認めない。

第１２条　責務

この実施要領に定めるもののほか、申請者、申請技術及び登録技術に付随する責任や義務等を運用基準に定める。

第１３条　補則

1　平成24年２月６日以前に「新技術情報データベース＜普及制度＞」に登録した技術は、「Made in 新潟ＤＢ」に登録する。

2　平成24年２月６日以前に「新技術情報データベース＜活用制度＞」に登録した評価結果の情報は、「Made in 新潟ＤＢ」にこれを統合する。

3　平成24年３月31日以前に「新技術情報データベース＜活用制度＞」に登録した技術は、当該データベースへの登録を終了する。

4　この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

1　この実施要領は平成18年２月22日から施行する。

2　平成18年８月２日に一部改正（制度改正）

3　平成19年３月20日に一部改正（制度改正）、平成19年４月１日施行

4　平成21年３月24日に一部改正（制度改正）、平成21年４月１日施行

5　平成23年３月25日に一部改正（制度改正）、平成23年４月１日施行

6　平成24年３月23日に改正（制度改正）、平成24年４月１日施行

7　平成26年３月20日に改正（制度改正）、平成26年４月１日施行

8　平成28年３月25日に改正（制度改正）、平成28年４月１日施行

9　平成31年３月４日に改正（制度改正）、平成31年４月１日施行

１０令和４年３月８日に改定（制度改定）、令和４年３月10日施行

１１令和７年３月31日に改正（制度改正）、令和７年４月１日施行